■ 入院時食事療養（Ｉ）

入院時食事療養(Ｉ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された 食事を適時(夕食については午後6時00)、

適温で提供しています。

食事サービスに関する事項

1. 談話室における食事の提供をしています。

2.負担額について

一般(市民税課税世帯)の方	**1食550円**
市民税非課税世帯の方	**1 食270円(91 日目以降は220円)**
70 歳以上で所得が一定基準以下(低所得者 Ｉ)	**1 食130円**

※負担額を減額するためには、減額認定証の掲示が必要です。